

那珂川市文書配布業務プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

「那珂川市文書配布業務 仕様書」のとおり

2 業務概要

- (1) 委 託 業 務 名 那珂川市文書配布業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「那珂川市文書配布業務 仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで（本稼働は令和8年4月1日）
- (4) 委 託 上 限 額 7,841千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3)国税、地方税の滞納をしている者でないこと。
- (4)企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、那珂川市から指名停止措置を受けていないこと。

※提案が採用され候補者となった場合も、契約締結の日までに那珂川市から指名停止措置を受けた場合は、契約を締結することができません。

- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ①法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ②法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 応募手続き及び募集要領等の配付

(1)実施スケジュール

項 目	日 付
公募開始	令和7年10月 8日（水）
質疑書の受付期間	令和7年10月20日（月）～10月24日（金）12時
質疑書の回答	令和7年10月31日（金）
参加表明書等の提出期間	令和7年11月4日（火）～11月 7日（金）16時
企画提案書等の提出期限	令和7年11月17日（月）16時
プレゼンテーション審査	令和7年11月26日（水）予定
選定結果の通知	令和7年12月 2日（火）頃予定
優先交渉権者との交渉	
契約締結	令和7年12月中旬

※応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

※提案書提出事業者が6者以上の場合は、プレゼンテーション審査までに書類審査を行い、プレゼンテーション審査に進む事業者を5者以内とする。

※プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション審査対象事業者へ個別に連絡を行う。

(2)仕様書等の入手方法

那珂川市ホームページからダウンロードすること。

(3)本プロポーザルに関する質問・回答

①受付期間

令和7年10月20日（月）から令和7年10月24日（金）12時まで

※なお、受付期間を過ぎて提出された質問、指定の様式を用いない質問、次に定める受付方法以外で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

②受付方法

様式第1号「公募に関する質問表」に質問事項を記載し、事務局宛てに電子メールで提出するものとする。

また、送信時の電子メールタイトルには「文書配布業務委託プロポーザル質問書（事業者名）」とし電子メールを送信した後事務局に受付確認の電話をすること。

なお、質問は参加表明に関するもの、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

③回答及び公表

全ての質問を集計のうえ回答一覧表を作成し、4(1)実施スケジュールに記載の期日までに、那珂川市ホームページに掲載する。

④事務局

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号
那珂川市総務部総務課協働のまち推進担当
担当者：藤野・福川
電 話：092-953-2211（内線：222）
F A X：092-953-0688
メール：soumu@city-nakagawa.fukuoka.jp

(4)参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

①提出期間 令和7年11月4日（火）～11月7日（金）16時

②提出方法 直接持参（提出期限必着）

③提出先 事務局

④提出書類 ア-1 単独の事業者の場合

（i）参加表明書【様式第2-1号】

ア-2 共同企業体の場合

（i）参加表明書（共同企業体）【様式第2-2号】

（ii）共同企業体協定書件委任状【様式第3号】

イ 定款

ウ 登記簿謄本（原本）

エ 市区町村税を滞納していないことの証明（原本）

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）

カ 使用印鑑届（原本）

キ 暴力団の排除に関する誓約書【様式第4号】

ク その他（※必要に応じて加える）

・事業者、事業の概要がわかるもの

※イからカは、那珂川市指名競争入札参加資格を有する場合は不要。

⑤提出部数 各1部

(5)企画提案書等の提出

プロポーザルへ参加表明を行った事業者は、企画提案書提出書【様式第5号】、企画提案書【自由様式】を提出すること。なお、企画提案書に関する詳細は、次のとおりとする。

①提出期限 令和7年11月17日（月）16時まで

②提出方法 持参のみ（提出期限必着）

③提出先 事務局

④提出部数 7部

⑤企画提案書の作成方法

ア 企画提案書は、「A4版縦・横書き・左閉じ」とし、表紙及び目次を除いて10ページ以内とする。

イ 企画提案書は、「那珂川市文書配布業務 仕様書」に基づく方針及び考え方を踏まえ、別表1「プレゼンテーション審査評価基準」に従って作成すること。

オ 提出部数 7部（原本1部・副本6部）

また、提出書類はCD-R等に保存したもの（PDF形式）を1部、併せて提出すること。

⑥ 価格提案書の作成

ア 価格提案書【様式第6-1号】、内訳書【様式第6-2号】を提出すること。ただし、提出書類（内訳書）は、Excel形式とする。

イ 価格提案書、内訳書及び参考見積書に関する資料も併せて提出すること。

5 選定方法等

(1) 審査基準

別紙「プレゼンテーション審査評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション審査の実施

- ① 1者の持ち時間は、プレゼンテーションに15分以内、質疑応答に15分以内の計30分以内とする。企画提案内容に基づき、評価基準の順番で説明をすること。なお、企画提案書以外の資料配布は認めない。
- ② プレゼンテーションの参加者は、1者3名以内とする。
- ③ 準備時間は5分とする。5分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引くものとする。また、後片付けは5分以内とする。質疑応答が終わったら、速やかに片づけを行うこと。
- ④ パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター、HDMIケーブル、スクリーン、電源ケーブルは本市で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。
- ⑤ 審査予定日時
日時：令和7年11月26日（水）PM
※審査会場や日時等の詳細については、プレゼンテーション審査対象事業者に対し個別に連絡する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて、選定委員の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、評価点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

- ② 最高点の者が複数の場合は、Ⅱ提案要求事項の得点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ②が複数の場合はⅡ提案要求事項のうち「ii 日程」における評価点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ④ ③が複数の場合は価格提案のうち金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ⑤ ①、②にかかわらず、総合点が60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合
- ④ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に那珂川市ホームページにおいて公表するものとする。

7 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と那珂川市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、那珂川市契約規則第34条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

8 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることは

できない。ただし、市から指示があった場合を除く。

- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。

○別表 1「プレゼンテーション審査評価基準」

評価項目		評価視点	配点
I 事業主体	i 業務実績	・本事業と同種又は類似事業の実績（自治体文書配布等）はあるか。	10
	ii 実施体制	・管理責任者や担当者等の適正な人数配置や市と提案者の適正な役割分担が具体的に提示されているか。 ・行政区（市民）からの問い合わせ窓口を設置し、不足部数の再配送等、迅速に対応できるか。	20
II 提案要求事項	i 梱包・配送	・仕様書に基づき、適切に一包化・配送するために必要な施設、機材及び施設が示されているか。 ・配布部数の変更等に対して、柔軟に対応できるか。 ・配送作業員に GPS 端末を携帯させる等、配送漏れ等なく、計画通りに配送するための工夫があるか。	20
	ii 日程	・集荷（納品）から配送までのスケジュールがより短い期間に収まっているか。	40
III 提案力	i 追加提案	・仕様書にない事項で本市及び行政区にとって利便性が高い内容になっているか。	10
	ii プレゼンテーション	・提案内容の不備はなく、説明も明確になっているか。 ・提案された内容の質疑に対して、具体的な返答が得られたか。	10
IV 価格	i 価格	・本市の採点基準に従って採点。	10
			120